

下記の部分につき過誤がございましたので、謹んでお詫びし訂正させていただきます。

ページ数	法律の名称	条項	訂正内容	
5	中華人民共和国専利法	第7条	誤	創作考案者
			正	創作者
7	中華人民共和国専利法	第16条	誤	創作考案者
			正	創作者
9	中華人民共和国専利法	第17条	誤	創作考案者
			正	創作者
9	中華人民共和国専利法	第20条第1項	誤	中国の単位又は個人が国内で完成した発明又は実用新案を外国に専利出願する場合、いかなる単位又は個人も事前に国務院専利行政部門に報告し秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院の規定に基づく。
			正	いかなる単位又は個人が中国で完成した発明又は実用新案を外国に専利出願する場合、事前に国務院専利行政部門に報告し秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持審査の手順及び期限等は国務院の規定に基づく。
11	中華人民共和国専利法	第22条第2項	誤	新規性とは、当該発明又は実用新案が既存の技術に属さないこと、いかなる単位又は個人も同一の発明又は実用新案について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、且つ出願日以降に公開された専利出願文書又は公告の専利文書において記載されていないことをいう。
			正	新規性とは、当該発明又は実用新案が既存の技術に属さず、また、いかなる単位又は個人にも同一の発明又は実用新案について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願され、且つ出願日以降に公開された専利出願文書又は公告された専利文書に記載されたことがないことをいう。
11	中華人民共和国専利法	第23条第1項	誤	専利権を付される意匠は、既存の意匠に属してはならない。また、いかなる単位又は個人も同一の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、且つ出願日以降に公告された専利文書にも記載されていないこととする。
			正	専利権を付される意匠は、既存の意匠に属してはならず、また、いかなる単位又は個人に同一の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願され、且つ出願日以降に公告された専利文書に記載されたものであってもならない。

ページ数	法律の名称	条項	訂正内容	
123	最高人民法院の専利紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干規定	第1条第7号、第9号	誤	創作考案者
			正	創作者
521	中華人民共和国製品品質法	第5条	誤	認証マーク等の品質マークの偽造又は冒用を禁止する。製品の原産地の偽造、他人の工場名、工場所在地の偽造又は冒用を禁止する。生産、販売する製品に夾雑物、偽物を混ぜること、偽物を本物と偽ること、粗悪品を優良品と偽ることを禁止する。
			正	認証マーク等の品質マークの偽造又は冒用を禁止する。製品の原産地の偽造、他人の工場名、工場所在地の偽造又は冒用を禁止する。生産、販売する製品に雑物、偽物を混入させること、偽物を本物と偽ること、劣悪品を優良品と偽ることを禁止する。
531	中華人民共和国製品品質法	第26条	誤	第26条 生産者はその生産した製品の品質に対し、責任を負わなければならない。製品の品質は以下に掲げる要求に合致していなければならない。 (1) 人身、財産の安全を脅かす不合理な危険が存在しないこと。人体の健康と人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準がある場合は、その基準に合致していなければならないこと (2) 製品が具備すべき使用機能を具備していなければならないこと。但し、製品に存在する使用機能上の瑕疵に対し説明がなされている場合を除く (3) 製品又は包装上に採用を明記した製品基準に合致し、製品説明、実物見本等の方式で表明した品質状況に合致していること
			正	第26条 生産者はその生産した製品の品質に対し、責任を負わなければならない。製品の品質は以下に掲げる要求に合致していなければならない。 (1) 人身、財産の安全を脅かす不合理な危険が存在しないこと。人体の健康と人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準がある場合は、その基準に合致していなければならないこと (2) 製品が具備すべき使用機能を具備していなければならないこと。但し、製品に存在する使用機能上の瑕疵に対し説明がなされている場合を除く (3) 製品又は包装上に採用を明記した製品基準に合致し、製品説明、実物見本等の方式で表明した品質状況に合致していること
571	最高人民法院・最高人民検察院の偽造劣悪商品の生産、販売刑事事件の処理における具体的法律応用の若干問題に関する解釈	第1条第3項	誤	刑法第140条に規定する「劣悪品を上等品と偽る」とは低レベル、低ランクの製品を高レベル、高ランクの製品と偽り、又は粗悪部品、廃棄部品をを組合せ、本物、新製品と偽る行為をいう。
			正	刑法第140条に規定する「劣悪品を優良品と偽る」とは低レベル、低ランクの製品を高レベル、高ランクの製品と偽り、又は粗悪部品、廃棄部品を組合せ、本物、新製品と偽る行為をいう。